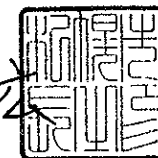


札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年 5月21日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 30 号

札幌市職員特殊勤務手当支給規則及び札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則  
(札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第1条 札幌市職員特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

改正後

別表

別表

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
(略)					
16	災害緊急援助等業務手当	(1) (略)	(略)	(略)	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については1日につき4,000円に2
		(2) (略)	(略)	1,080円	

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
(略)					
16	災害緊急援助等業務手当	(1) (略)	(略)	(略)	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については1日につき4,000円に2
		(2) (略)	(略)	1,440円	

改正前					改正後				
				, 000円 (現地の治安 の状況等によ り、当該業務 が心身に著し い緊張を与え ると警防部長 が認める場合 にあっては、 4, 000 円) を超えな い範囲内で警 防部長が定め る額を加算し た額と、第2 号に掲げる職 員のうち、特					, 000円 (現地の治安 の状況等によ り、当該業務 が心身に著し い緊張を与え ると警防部長 が認める場合 にあっては、 4, 000 円) を超えな い範囲内で警 防部長が定め る額を加算し た額と、第2 号に掲げる職 員のうち、特

改正前					改正後				
				<p>定大規模災害  (著しく異常  かつ激甚な非  常災害であっ  て、当該非常  災害に係る災  害対策基本法  (昭和36年  法律第223  号)第28条  の2第1項に  規定する緊急  災害対策本部  が設置された  ものをい  う。)に対処  するため同号</p>					<p>定大規模災害  (著しく異常  かつ激甚な非  常災害であっ  て、当該非常  災害に係る災  害対策基本法  (昭和36年  法律第223  号)第28条  の2第1項に  規定する緊急  災害対策本部  が設置された  ものをい  う。)に対処  するため同号</p>

改正前					改正後				
				<p>の業務に引き            続き5日を下            らない範囲内            において市長            が定める期間            以上従事した            者については            1日につき<u>1</u>  <u>080円</u>に  <u>1,080円</u>            を超えない範            囲内で市長が            定める額を加            算した額とす            る。</p>					<p>の業務に引き            続き5日を下            らない範囲内            において市長            が定める期間            以上従事した            者については            1日につき<u>1</u>  <u>440円</u>に  <u>1,440円</u>            を超えない範            囲内で市長が            定める額を加            算した額とす            る。</p>
備考 (略)					備考 (略)				

(札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前						改正後					
別表						別表					
番号	種類	支給対象者	手当額		摘要	番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額					単位	金額	
(略)						(略)					
11	災害緊急援助等業務手当	(略)	(略)	<u>1,080円</u>	特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当	11	災害緊急援助等業務手当	(略)	(略)	<u>1,440円</u>	特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当

改正前					改正後				
				該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため引き続き5日を下らない範囲内において市長が定める期					該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため引き続き5日を下らない範囲内において市長が定める期

改正前					改正後				
				間以上従事した者については、1日につき <u>1,080</u> 円に <u>1,080</u> 円を超えない範囲内で市長が定める額を加算した額とする。					間以上従事した者については、1日につき <u>1,440</u> 円に <u>1,440</u> 円を超えない範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
備考 (略)					備考 (略)				

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の札幌市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の特勤規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の単労規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 改正後の特勤規則又は改正後の単労規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の札幌市職員特殊勤務手当支給規則又は第2条の規定による改正前の札幌市単純な労務に従事する職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給され

た災害緊急援助等業務手当は、それぞれ改正後の特勤規則又は改正後の単労規則の規定による災害緊急援助等業務手当の内払とみなす。